

## 32 沿道家屋等の事前調査仕様書

## 沿道家屋等の事前調査仕様書

### 1 通 則

- (1) 事前調査は、設計書にもとづき本市監督職員が指示する施設に対して、次の調査を行うこと。ただし、工事の影響範囲にある井戸、池、地下埋設タンクについても調査すること。
  - ア. 写真撮影調査
  - イ. 傾斜測定調査
  - ウ. 水平度測定調査
  - エ. 沈下測定調査
- (2) 事前調査は、工事施工計画の決定及び損害が発生した場合の判定基礎となる重要な調査であり、施設の状態を入念に調査すること。
- (3) 事前調査を行う場合は、あらかじめ相手方に調査日時を通知し、文書にて承諾を得ること。なお、調査は、相手方の立会の上で実施すること。
- (4) 調査を行う場合は、相手方に不快感を与えないよう服装及び言動に注意すること。
- (5) 家屋の構造や増改築については、建築図面等で確認することを標準とする。
- (6) 調査については、調査計画書を作成し、本市監督職員に提出すること。

### 2 調 査

- (1) 写真撮影調査は、次の箇所を行うこと。
  - ア. 家屋外観（正面・背面・側面・屋根面の各全影）
  - イ. 各階の状況
  - ウ. 建具の建付状況と取付け枠（敷居、鴨居と柱の接合部）並びに柱、真壁の棧廻り（柱、天井、鴨居、床との隙間）
  - エ. 掘削線が家屋に近接する場合は、影響が想定される範囲
  - オ. 建物等損傷箇所（内外壁・床等の亀裂剥脱・柱や床等の不等沈下・屋根瓦のずれ・部材の腐朽や腐食等）
  - カ. その他必要な箇所
- (2) 写真撮影は、その箇所が判明できるように次の内容を記載した黒板（図－１）を挿入すること。また、可能な限り立会人、調査員を入れて撮影すること。
  - ア. 撮影年月日
  - イ. 所有者名、または使用者名
  - ウ. 家屋番号（連番とすること）
  - エ. 撮影箇所の状況（損傷状況含む）、亀裂箇所の撮影は亀裂の幅及び長さを記載する。
- (3) 傾斜測定調査は、測定位置を定め、次のとおり行うこと。
  - ア. 内部測定は傾斜定規、外部測定は下げ振り・トランシット等を使用すること。
  - イ. 測定箇所は、木造建物は柱、鉄骨建物は、柱及び外壁、鉄筋コンクリート建物は、外壁（２階以下は、柱も含む）

- (4) 水平度測定調査は、次のとおり行うこと。
  - ア. 調査方法は、水準測量を基本とする。
  - イ. 不動点を定め、測定すること。
  - ウ. 必要に応じて建物の縦断の水準を測定すること。
- (5) 沈下測定調査は、建物または背面地盤の測定を次の場合に行うこと。
  - ア. 掘削に伴う影響範囲に建物の基礎等が入る場合
  - イ. 家屋等に近接する地盤や地下水位に影響を及ぼす可能性がある場合
  - ウ. 水路の埋立工事や水路に近接して行う工事
- (6) 前項に定める測定箇所は次のとおり取扱うこと。
  - ア. 測定箇所は、計画書を作成し、本市監督職員と協議の上決定する。
  - イ. 測点は、家屋調査範囲内の通過交通、工事機械及び工事用資材等により損傷されない門柱、家屋の基礎、道路の縁石等を選び、鋸、釘及びキザミ等を設ける。
- (7) 井戸・池・地下埋設タンク等の調査は、有無を確認し、次のとおり行うこと。
  - ア. 所在地
  - イ. 所有者名及び業種（屋号）
  - ウ. 用途
  - エ. 深さ・水深（タンクの場合は、貯蔵容量）
  - オ. 揚水ポンプの口径及び現在の揚水状況

### 3 調査図書の作成及び提出

- (1) 沿道家屋配置図（設計図書と同一のものを使用する。様式1）
  - ア. 調査年月日並びに家屋番号を記入すること。
- (2) 家屋等事前調査表（様式2）及び変状箇所報告書（様式3）
  - ア. 所有者または使用者の確認印をいただくことを基本とする。
- (3) 家屋平面図（様式4）
  - ア. 縮尺は100分の1程度とし、前面道路または、主要入口を下にして記入すること。
  - イ. 調査年月日・所有者名または使用者名・方位・縮尺・室名・傾斜測定値及び水平度測定値を記入すること。
  - ウ. 木造建物の壁は太線とし、柱は○印とし、建具等も記入すること。
  - エ. 鉄骨造や鉄筋コンクリート造等は、木造建物図面程度の略図とする。
- (4) 沈下測定位置図及び沈下測定表（様式5・6）
  - ア. 沈下測定表には調査年月日、基準点OP高、測定点基準値を記入すること。
- (5) 写真帳（図-2）の作成は、写真を左側に貼り、右側に撮影箇所の状況を記入する。  
ただし、写真帳には、家屋番号の索引を付けること。
- (6) 前記調査図書は、次のとおり整理し、3部作成の上、2部（内1部は対象家屋用として戸別に整理したもの）を本市監督職員に提出すること。
 

ア. 事前調査表	イ. 沿道家屋配置図	ウ. 家屋平面図
エ. 沈下測定表	オ. 写真帳	

図-1 黒板の形状、寸法

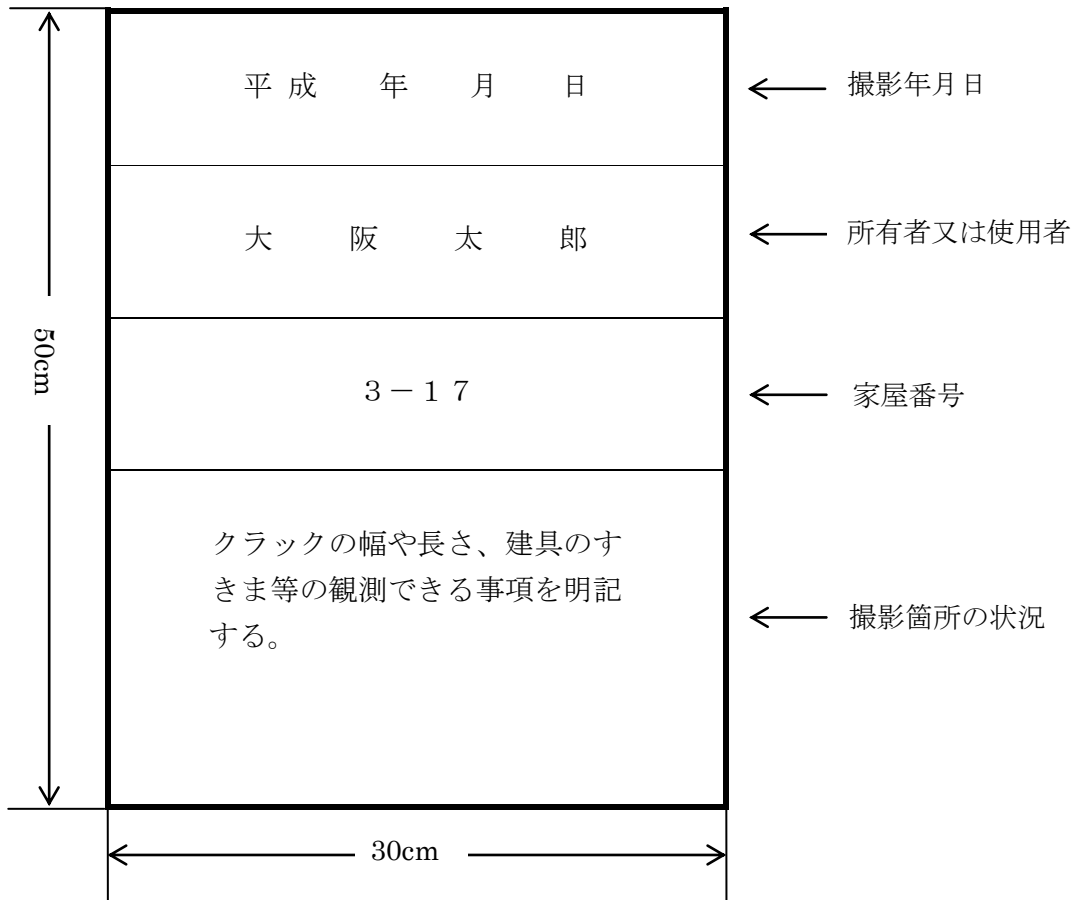
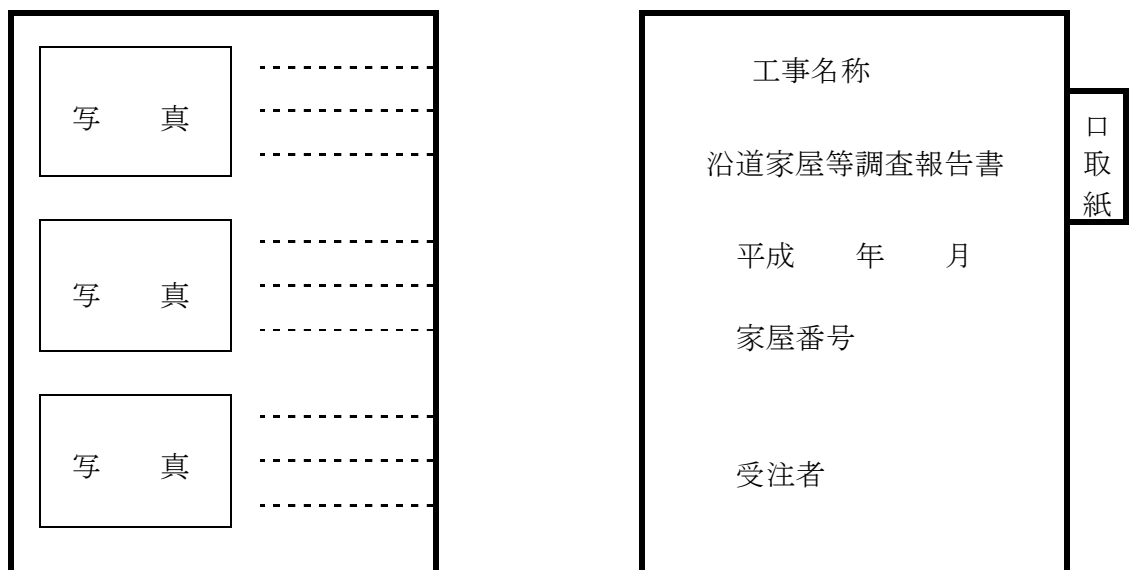


図-2 写真帳の形状、寸法



撮影箇所の状況